

国民健康保険と 後期高齢者医療

国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ、新しい保険証や制度変更などのお知らせです。

保険料軽減制度の見直し

後期高齢 低所得者の軽減特例が見直されます

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて決まる「所得割額」を合計して計算されます。このうち「均等割額」は、世帯の所得状況に応じて軽減されます。法令上の本則として7割軽減の対象となる方は、これまで特例として上乗せで軽減（8.5割、9割）されてきましたが、今年度から段階的に見直されます。

対象者の所得要件 (世帯主と世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割額の軽減割合			
	本則	平成30年度	令和元年度	令和2年度 令和3年度
33万円以下で、世帯の被保険者全員の各種所得なし(※1)	7割	9割 → 8割	7割	
33万円以下(※2)		8.5割	8.5割	7.75割 7割

後期高齢 被扶養者だった方の軽減特例が見直されます

後期高齢者医療制度に加入する前日に、会社の健康保険（国民健康保険、国民健康保険組合は除く）などの被扶養者だった方の「均等割額」は、今年度以降、加入から2年を経過する月まで5割軽減されます。「所得割額」の負担はありません。

平成30年度は、加入期間にかかわらず「均等割額」が5割軽減されていましたが、平成29年4月30日以前に後期高齢者医療制度の対象となった被扶養者の方は、平成31年3月31日で「均等割額」の軽減期間が終了となります。ただし、世帯の所得が低い方は、所得に応じた「均等割額」の軽減が受けられます。

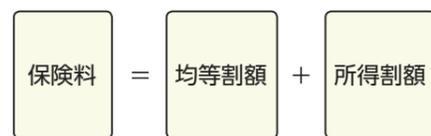
診療時の自己負担割合を決定

70歳以上 一部の方は申請すると割合を変更できます

医療機関で診療を受けたときの自己負担割合は、前年の所得に応じて「1割」「2割」「3割」のいずれかになります。自己負担割合が「3割」になる方は、下表のとおりです。ただし、収入額の合計が一定額未満の方は、申請によ

って自己負担割合を「1割」または「2割」に変更できます。申請が必要な方には事前に通知をしています。申請が必要な方は、7月末までに担当課で申請してください。

区分	自己負担割合「3割」の基準	「3割」を「1割」または「2割」に変更できる方
70歳以上75歳未満の国保被保険者	同一世帯の70歳以上の国保被保険者のうち、1人でも住民税課税所得額が145万円以上の方がいる世帯の方	収入額の合計が次に該当する方 70歳以上75歳未満の国保被保険者が ○1人の世帯：383万円未満 ○2人以上の世帯：520万円未満
後期高齢者医療制度の被保険者	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる方	収入額の合計が次に該当する方 後期高齢者医療制度の被保険者が ○1人の世帯：383万円未満 ○2人以上の世帯：520万円未満 ○1人の世帯で、同一世帯に70歳～74歳の方がいる世帯：383万円以上520万円未満



- (※1) 平成30年度における9割軽減の区分については、今年度は8割軽減となり、年金生活者支援給付金の支給や、介護保険料の軽減強化といった支援策の対象となります。(課税者と同居の場合は対象外。年金生活者支援給付金の支給額は年金保険料の納付実績などに応じて異なります)
- (※2) 平成30年度における8.5割軽減の区分については、年金生活者支援給付金の支給の対象とならないことなどを踏まえ、激変緩和の観点から1年間に限り8.5割軽減に据え置かれます。

均等割額の軽減割合	
平成30年度	令和元年度
加入期間にかかわらず5割	加入後の2年間は5割(3年目以降は軽減なし)

※所得が低い方は軽減を受けられる場合があります。

被保険者証(保険証)の更新

国保 後期高齢 新しい保険証を郵送します

現在使用中の保険証の有効期限は7月31日(水)です。8月から使用する新しい保険証を7月末までに簡易書留で郵送します。

留守などで受け取れなかった場合

保険証送付の担当課へ必ず問い合わせた上で、窓口で受け取れます。その際運転免許証などの身分証明書と印鑑(スタンプ印不可)が必要です。

- 新しい保険証の色**
- 国民健康保険・・・藤色
 - 後期高齢者医療制度・・・青色

国保 次の方は新しい保険証の有効期限が異なります

区分	有効期限が異なる理由	新しい保険証の有効期限	有効期限後の保険証
69歳の国保被保険者	70歳に到達した月の翌月(誕生日が1日の方は当月)から所得に応じて医療費の負担割合が変わるため	誕生月の月末まで(1日生まれの方は誕生日の前日まで)	有効期限となっている月の月末までに郵送予定
74歳の国保被保険者	75歳の誕生日から後期高齢者医療制度の被保険者となるため	誕生日の前日まで	誕生月の前月中に郵送予定

後期高齢 保険料額をお知らせします

平成30年中の所得に基づいて算定した令和元年度(平成31年度)の保険料額を、7月中旬に郵送でお知らせします。保険料の納め方は次の2通りです。

○特別徴収(年金からの天引き)

対象 年額18万円以上の年金を受給し、後期高齢者医療保険料と介護保険料を合算した額が年金額の2分の1以下の方
※一定の条件に該当する方は、口座振替による納付を選択できます。7月31日(水)までに手続きすると、10月からの年金天引きを中止できます。

○普通徴収(納付書または口座振替による納付)

対象 特別徴収に該当しない方

郵送する封筒の色

- 特別徴収の方、口座振替の手続きがお済みの方・・・黄色
- 金融機関などの窓口で納付いただく方・・・ピンク色

二つの認定証の申請

国保 後期高齢 限度額適用認定証・標準負担額減額認定証

○限度額適用認定証

窓口の支払いを自己負担限度額までとするもの

○標準負担額減額認定証

入院時の食事代を減額するもの(住民税非課税の世帯や一定の条件に該当する方が対象)

※これらの交付を受けるには申請が必要です。各認定証は申請した月の初日から有効となります。申請月前の自己負担額や食事代は対象となりませんので、必要な方は早めに申請してください。

すでに認定証をお持ちの方

7月31日(水)が有効期限です。更新の案内通知を確認し、早めに更新申請をしてください。

※後期高齢者医療制度の被保険者で、交付申請時と条件が変わっていない方には、保険証送付時に認定証も同封す

るため更新手続きは不要です。(直近1年間の入院日数が91日以上で適用区分欄が「区分Ⅱ」、かつ長期入院該当年月日に日付のない方は、長期入院該当申請が必要)

申請に必要な物

- 印鑑、保険証 ○現在使用している認定証(ある方)
- 窓口に来る方の身分証明書
- 世帯主と対象者のマイナンバーが確認できるもの
- 現在、区分オ(70歳未満)・区分Ⅱ(70歳以上)の認定証をお持ちの方で、申請月から直近1年間の入院日数が91日以上の方は、入院日数を確認できる領収書または請求書
- 国民健康保険の被保険者で、平成31年1月2日以降に転入した方は、前住所地で発行された住民税非課税証明書または住民税課税証明書

アイコン説明

- 国保** 国民健康保険
- 後期高齢** 後期高齢者医療制度
- 70歳以上** 70歳以上の方

問合せ

- 国民健康保険**
- 市庁舎新館1階 国保医療課 国保係
Tel.0897-52-1447 (制度・給付など)
 - 市庁舎新館1階 市民生活課 市民係
Tel.0897-52-1211 (保険証送付)
 - 各総合支所 市民福祉課
- 後期高齢者医療制度**
- 市庁舎新館1階 国保医療課 医療係
Tel.0897-52-1212
 - 各総合支所 市民福祉課
- ※各支所の番号は15ページ上段